

制度名	申込資格	資金使途 (1年度につき)	限度額	利率	期間	返済方法	保証料率	保証料補助	受付
設備資金	市内で同一事業を1年以上営む中小企業者	設 備	個人・法人 2,000万円 組 合 5,000万円	3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2%	10年以内	月賦償還 (6ヶ月以内据置可)	0.405% ～ 1.710% (割引適用あり)	信用保証料の全額 ※保証金額が 2,000万円を超えた 場合は2,000万円 を基礎として算出 した信用保証料に 相当する金額	【取扱金融機関】 足利銀行 筑波銀行 鹿沼相互信用金庫 栃木銀行 の鹿沼市内各本支店 商工組合中央金庫 宇都宮支店
経営安定化資金		運 転	個人・法人 2,000万円 組 合 3,000万円	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9%	7年以内	月賦償還 (6ヶ月以内据置可) ※融資期間1年以上 の場合は据置なし	0.405% ～ 1.710% (割引適用あり) ※申込資格 (3)の場合 0.7%	信用保証料の 全額	
緊急経営対策特別資金	市内で同一事業を1年以上営む中小企業者で次のいずれかに該当する者 (1)最近3ヶ月間の平均売上が前年同月と比較して3%以上減少している者 (2)最近3ヶ月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同月と比較して3%以上減少している者 (3)中小企業信用保証法第2条第5項第4号又は第5号の規定に基づき特定中小企業者に該当する者 (4)融資申請前1年以内に自然災害の異変により被害を受け、かつ鹿沼市による被災証明又は被災証明を受けたもの	運 転 ※申込資格(4)の場合 合設備利 用可	個人・法人 2,000万円 ※申込資格(3) の場合 3,000万円	3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 8年以内 1.8%	7年以内 ※申込資格(4)の場合 8年以内	月賦償還 (申込資格(1)～(3) の場合1年以内据置 可) ※融資期間1年以上 の場合は据置なし (申込資格(4)の場 合2年以内据置可) ※融資期間2年以上 の場合は据置なし	0.450% ～ 1.980% (割引適用あり)	信用保証料の 全額	鹿沼市役所 産業振興課 商工振興係
小口元氣アップ資金	市内で同一事業を1年以上営む小規模企業者 ※小規模企業者は従業員数20名以下の企業 (商業・サービス業は5名以下)	運 設	個人・法人 2,000万円 ※保証付融資 残高との合計で 2,000万円の範 囲内となる新規 保証に限る	7年以内 1.6%	7年以内	月賦償還 (6ヶ月以内据置可) ※融資期間1年以上 の場合は据置なし	0.405% ～ 1.710% (割引適用あり)	信用保証料の 1/2以内	
経営向上借換資金	市内で同一事業を1年以上営む中小企業者	借 換	個人・法人 3,000万円 ※新規で借入れ る運転資金は申 込額の1/3以内	借換元のうち最 も高い利率 +0.1%	10年以 内	月賦償還 (1年以内据置可) ※融資期間1年以上 の場合は据置なし	0.405% ～ 1.710% (割引適用あり)	信用保証料の 全額	
創業資金	市内で創業する者、業暦1年未満の中小企業者、業種転換並びに新分野進出をする中小企業者	運 設	個人・法人 500万円 組 合 2,000万円 事業転換の 設備 1,000万円	3年以内 1.6% 5年以内 1.7%	5年以内	月賦償還 (6ヶ月以内据置可)	0.405% ～ 1.710% (割引適用あり)	信用保証料の 全額	

※地場産業トータルサポート事業補助金の事業認定は融資の特例期間について設備資金・経営安定化資金を利用する場合1年度につき上限を3,000万円とする。

～平成30年度鹿沼市の中小企業融資・支援制度紹介～

<平成30年4月現在>

“熱意のある”市内の中小企業や商業団体の活動を支援します！

新たな技術の習得や製品を開発、新分野への進出、販路拡張など  
鹿沼市の各種制度をご活用ください！

【工業関連支援制度】

担当：商工振興係 ☎63-2182

支援制度名	支援内容	補助率及び補助上限	対象事業者
特許等出願支援事業補助金	中小企業の国内・国際競争力を高めるため、日本国特許権及び実用新案権、意匠権、商標権に係る出願に要する経費を支援 経費：出願料、審査請求料、弁理士手数料などの経費 ※共同出願については、自社と大学等の学術研究機関もしくは公的機関との出願のみ対象。	補助率 2分の1以内 特許権 補助上限 20万円 その他 補助上限 10万円	中小企業者 事業協同組合 協業組合 商工組合
展示会出展支援事業補助金	中小企業へ地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への参加出展事業に要する経費を支援 経費：会場費、装飾費、印刷製本費、運送費、交通費等	補助率 2分の1以内（別途要件有り） 国内 H26年度から換算して 1回目：30万円 2回目：15万円 3回目以降：10万円 国外 H26年度から換算して 1回目：50万円 2回目：25万円 3回目以降：10万円 団体出展（3者以上） 上限： ① 100万円 ② 30万円+出展者1企業当たりの 上限（1回目：30万円、2回目：15万円、3回目以降：10万円）の合計額 ① ②のいずれか低い方	中小企業者 組合 団体等
販路拡張支援事業補助金	中小企業へ地場産業製品の振興と販売力強化を目的とした販売促進事業に要する経費を支援 ①販路拡張を目的とした販売促進事業（店頭販売を除く） 経費：会場費、装飾費、印刷製本費、運送費、広告宣伝費など ②販売促進事業 経費：自社製品カタログ制作費用、自社ホームページ新規作成費用	補助率 2分の1以内。 補助上限 30万円 ※②の自社製品カタログ作成及び自社ホームページ新規作成については補助上限 5万円	中小企業者 組合 団体等 ※地場産業製品の製造者
地場産業トータルサポート事業補助金 ※8月公募予定	市内事業者の事業計画の進行状況に合わせ各社の集中的に取り組みたい部分に係る経費を支援 ①研究開発事業②基盤整備事業 ③販路開拓事業④産業財産権取得事業 上記4事業から2事業以上を選択し事業計画を策定後、事業認定を受ける必要があります（事業認定にあたっては、審査会による審査を行います）。	補助率 4分の3以内 補助上限 150万円	中小企業者 組合 団体等

【商業関連支援制度】

担当：商工振興係 ☎63-2182

支援制度名	支援内容	補助率及び補助上限	対象事業者
商工業振興等 研修事業補助金	商業団体等が、経営能力の向上や管理能力の開発、販路拡張の強化に関する調査・研究・研修を行う経費を支援 ＜講師委託事業＞ 講師謝礼、講師旅費等	補助率3分の2以内 補助上限10万円 ※補助上限額まで、複数回の申請可	市内商工業団体
共同施設整備 事業補助金	商店会等が行う街路灯・広告灯の設置・修繕、アーケード等の建設・修繕、駐車場の設置等の経費を支援	補助率100分の30以内	市内商業団体
販売促進等共同 経済事業補助金	商店会等が行う販売促進を目的とした事業（広告紙の印刷及び配布、看板作成、宣伝用器具備品等の借上など）の経費を支援	補助率100分の30以内	市内商業団体
個店整備事業 補助金	店舗改修工事、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）の購入に要する経費を支援	補助率3分の1以内 改修工事費、備品等購入 補助上限20万円	市内商業者
空き店舗等活用 新規出店支援 事業補助金	鹿沼市内において空き店舗等を活用して、創業する際の店舗家賃の費用を支援	補助率2分の1以内 補助上限3万円（1年目） 2万円（2年目） 1万円（3年目） ※オープンから最大3年間 ※鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者のみ対象とする	市内での新規出店者

【企業内子育て環境アップ事業】

担当：商工振興係 ☎63-2182

働きながら安心して、出産・子育てができるまちづくりを進めるため、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対する補助事業を行っています。詳しくは、産業振興課商工振興係へお問い合わせください。

【退職金制度補助】

担当：商工振興係 ☎63-2182

支援制度名	支援内容	補助率及び補助上限	対象事業者
鹿沼市中小企業 退職金共済制度 加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12か月となった正社員に係る掛金を支援	従業員1人につき1万2千円。 ※補助上限30万円	従業員50人未満の市内事業所

【産業関連支援制度】

担当：産業振興係 ☎63-2196

支援制度名	支援内容	補助率及び補助上限	対象事業者
農林商工連携・6 次産業化支援事 業補助金	本市産業の活性化のため、農林商工業者等が連携して行う新製品・新商品の開発事業等又は6次産業化に要する経費を支援 経費： ○新商品・新製品開発事業 ○販路拡張支援事業 ○特許等出願支援事業（商標登録） における対象経費	補助率2分の1以内 補助上限3年間の累計額で100万円 ※事業期間は3年以内	農林漁業に従事する者又は中小企業者並びに農林漁業に従事する者が共同で申請。

【企業立地関連支援制度】

担当：産業誘致推進室 ☎63-2266

支援制度名	支援内容	補助率及び補助上限	対象業種
工業団地立地 奨励補助金	宇都宮西中核工業団地・武子工業団地の区画を新規に係る用地取得額の一部を支援します。 【補助要件】 1. 新規取得であること。 ※居抜き等の取得は対象外 2. その他共通事項 【交付期間】 操業開始した年度又は翌年度の1回	【補助上限】 用地取得額の1/10以内の額	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地については、製造業）
工業団地立地促 進補助金	宇都宮西中核工業団地・武子工業団地にて工場等を操業した場合の固定資産税の一部を支援します。 【補助要件】 1. 新規に土地を取得、若しくは当該土地取得者との賃貸借により工場等を操業 2. 固定資産税の完納 3. その他共通事項 4. 投下固定資産額で1億円以上 ※中小企業は5千万円以上 【交付期間】 操業後の固定資産税課税年度から5年	【補助率】 固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額 【補助上限】 3億円（5年間総額）	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地については、製造業）
工場適地促進事 業補助金	工場適地において工場の新設、増設に係る投下固定資産税の額を一部支援します。 【補助要件】 1. 2,000㎡以上の土地に新設又は増設し、工場等を操業 2. 固定資産税の完納 3. 投下固定資産額が2億円以上 ※中小企業は5千万円以上 4. 常用雇用者が20人以上 ※中小企業は10人以上 【交付期間】 操業後の固定資産税課税年度から3年	【補助率】 投下固定資産額の2%以内 【補助上限】 各年度1,000万円	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地については、製造業）
雇用創出補助金	新規雇用者に係る経費の一部を支援します。 【補助要件】 1. 工業団地立地促進補助金又は工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしている 2. 新規常用雇用者が5名以上で1年以上継続雇用されている	【補助上限】 新規常用雇用者1人当たり10万円	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地については、製造業）

※共通事項・・・土地売買契約から5年以内に工場等を操業し、常用雇用者5名以上であること